第一〇回

参第五号

水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律(案)

(農林省設置法の一部改正)

第一条 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

「農林畜水産業」を「農林畜産業」に、「農山漁家」を「農山家」に、「農林畜水産物」(第三十四条中のものを除く。)を「農林畜産物」に、「農林畜水産業用物資」を「農林畜産業用物資」に改める。

目次中「(第六十六条 第七十二条)」を「(第六十六条 第七十条)」に、「(第七十四条・第七十五条)」を「(第七十一条・第七十二条)」に、「(第七十六条)」を「(第七十三条)」に改め、「第三節 水産庁(第七十三条)」を削る。

第三条中「農林畜水産業専用物品」を「農林畜産業専用物品」に改め、同条第八号中「、漁船再保険事業」を削る。

第四条第二十号中「日本農林規格」を「所掌事務に係る物資について日本農林規格」に、同条第四十九号中「(酒類を除く。以下同じ。)」を「(酒類並びに水産物及び水産製品を除く。以下同じ。)」に改め、同条第六十二号及び第六十三号を削り、第六十四号を第六十二号とし、第六十五号を第六十三号とする。

第七条第十七号中「輸出農林畜水産物」を「輸出農林畜産物」に、同条第十七号の二中「日本農林規格」を「所掌事務に係る物資について日本農林規格」に改める。

第二十五条第二項中「輸出農林水産物検査所」を「輸出農林畜産物検査所」に改める。 第二十八条第一項中「農山漁村」を「農山村」に改める。

第四十四条中「水産庁」を削る。

第四十五条中「油脂」の下に「(魚油及び鯨油を除く。以下同じ。)」を加える。 第七十一条及び第七十二条を削る。

第三章第三節を削る。

第七十四条を第七十一条とし、以下順次三条ずつ繰り上げる。

(漁業法等の一部改正)

第二条 左に掲げる法律中「農林大臣」を「水産大臣」に改める。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

水產資源枯渇防止法 (昭和二十五年法律第百七十一号)

漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)

河川法(明治二十九年法律第七十一号)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

(漁港法の一部改正)

第三条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。 「農林大臣」を「水産大臣」に改める。 第八条中「水産庁長官」を「水産事務次官」に改める。

(漁船の操業区域の制限に関する政令の一部改正)

第四条 漁船の操業区域の制限に関する政令(昭和二十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

本則中「農林大臣」を「水産大臣」に改める。

第四条第一項中「水産庁長官」を「水産大臣」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第五条 農林中央金庫法 (大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「農商大臣」を「農林大臣、水産大臣」に改める。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正)

第六条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年 法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「農林大臣」を「農林大臣又は水産大臣」に改める。

(農林物資規格法の一部改正)

第七条 農林物資規格法(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。 第三条、第八条から第十一条まで、第十六条及び第二十条から第二十二条までの規定 中「農林大臣」を「農林大臣又は水産大臣」に改める。

第四条及び第六条中「農林大臣が」の下に「水産大臣に協議して」を加える。

第十七条第一項中「農林省」の下に「又は水産省」を加える。

第十八条中「農林省」の下に「若しくは水産省」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。 第百三十六条第一項中「三人」を「四人」に、同条第二項中「三 通商産業省の職員 一人」を

「三水産省の職員 一人

四 通商産業省の職員 一人 」

に改める。

第百四十八条第一項を次のように改める。

この法律において主務大臣又は主務省は、左の各号の定めるところによるものとする。

- 一 農林省関係商品(第二条第二項第四号及び第五号に掲げる商品並びに同項第十号 の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)の みを上場する取引所については、農林大臣又は農林省
- 二 水産省関係商品(第二条第二項第十号の規定により政令で定める商品のうち政令で指定するものをいう。以下同じ。)のみを上場する取引所については、水産大臣 又は水産省

- 三 前二号に掲げる商品以外の商品(以下「通商産業省関係商品」という。)のみを 上場する取引所については、通商産業大臣又は通商産業省
- 四 農林省関係商品及び水産省関係商品、農林省関係商品及び通商産業省関係商品又 は水産省関係商品及び通商産業省関係商品を上場する取引所については、それぞれ、 農林大臣及び水産大臣若しくは農林省及び水産省、農林大臣及び通商産業大臣若し くは農林省及び通商産業省又は水産大臣及び通商産業大臣若しくは水産省及び通商 産業省
- 五 第一号から第三号までに掲げる商品を上場する取引所については、農林大臣、水 産大臣及び通商産業大臣又は農林省、水産省及び通商産業省

第百四十八条第三項中「農林省令、通商産業省令」を「農林省令、水産省令、通商産 業省令」に改める。

(経済調査庁法の一部改正)

第九条 経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。 第六条第三項中「農林、」の下に「水産、」を加える。

(国家行政組織法の一部改正)

第十条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。 別表第一中

Г	農	林	省		食 林 水	糧 野 産	庁 庁	肥料配給公団 飼料配給公団 食糧配給公団 油糧砂糖配給公団
を								

Г	農	林	省	食 林	糧 野	庁 庁	肥料配給公団 飼料配給公団 食糧配給公団 油糧砂糖配給公団
	水	産	省				

に改める。

(行政機関職員定員法の一部改正)

第十一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改 正する。

第二条第一項の表中

農	林	省	本食林水		庁庁	三〇、八九六人 二九、五七四人 二三、八〇八人 一、四一四人
			小	生	11	1 1 1 1 1 1
				計		八五、六九二人

を

Г

Г	農	林	省	本 食 林	省 糧 野	庁 庁	三〇、八九六人 二九、五七四人 二三、八〇八人
					計		八四、二七八人
	水	産	省	本	省		一、四一四人

に改める。

附 則

この法律は、水産省設置法(昭和二十六年法律第号)施行の日から、施行する。

理由

水産省設置法の施行に伴い、関係法令の整理をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。